



岐阜市福祉医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 8 月 19 日

岐 阜 市 長

柴 橋 正 直

岐阜市規則第 52 号

岐阜市福祉医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜市福祉医療費助成に関する条例施行規則（昭和57年岐阜市規則第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第4号様式の2 (表) 福祉医療費受給者証（子ども） (略) ○ 岐阜県内の医療機関へお願い この受給者証を提示された方は、岐阜市福祉医療費助成に関する条例による医療費助成事業の対象者で、現物給付でお願いするものですから、国保分の請求は国保連合会へ、社保分の請求はDX審査支払機構へ併用レセプトで提出してください（社保分の「柔整」及び「あはき」は、国保連合会へ保険の自己負担分の請求書を提出してください。）。ただし、食事療養標準負担額は、助成の対象とならないため請求できません。 (裏) (略)	第4号様式の2 (表) 福祉医療費受給者証（子ども） (略) ○ 岐阜県内の医療機関へお願い この受給者証を提示された方は、岐阜市福祉医療費助成に関する条例による医療費助成事業の対象者で、現物給付でお願いするものですから、国保分の請求は国保連合会へ、社保分の請求は支払基金へ併用レセプトで提出してください（社保分の「柔整」及び「あはき」は、国保連合会へ保険の自己負担分の請求書を提出してください。）。ただし、食事療養標準負担額は、助成の対象とならないため請求できません。 (裏) (略)
第4号様式の3	第4号様式の3

(表)

福祉医療費受給者証（重度）

(略)

- 岐阜県内の医療機関へお願い

この受給者証を提示された方は、岐阜市福祉医療費助成に関する条例による医療費助成事業の対象者で、現物給付でお願いするものですから、国保分及び後期高齢者分の請求は国保連合会へ、社保分の請求はDX審査支払機構へ併用レセプトで提出してください（社保分の「柔整」及び「あはき」は、国保連合会へ保険の自己負担分の請求書を提出してください。）。ただし、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額は、助成の対象とならないため請求できません。

(裏)

(略)

第4号様式の4

(表)

福祉医療費受給者証（ひとり親家庭等）

(略)

- 岐阜県内の医療機関へお願い

この受給者証を提示された方は、岐阜市福祉医療費助成に関する条例による医療費助成事業の対象者で、現物給付でお願いするものですから、国保分及び後期高齢者分の請求は国保連合会へ、社保分の請求はDX審査支払機構へ併用

(表)

福祉医療費受給者証（重度）

(略)

- 岐阜県内の医療機関へお願い

この受給者証を提示された方は、岐阜市福祉医療費助成に関する条例による医療費助成事業の対象者で、現物給付でお願いするものですから、国保分及び後期高齢者分の請求は国保連合会へ、社保分の請求は支払基金へ併用レセプトで提出してください（社保分の「柔整」及び「あはき」は、国保連合会へ保険の自己負担分の請求書を提出してください。）。ただし、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額は、助成の対象とならないため請求できません。

(裏)

(略)

第4号様式の4

(表)

福祉医療費受給者証（ひとり親家庭等）

(略)

- 岐阜県内の医療機関へお願い

この受給者証を提示された方は、岐阜市福祉医療費助成に関する条例による医療費助成事業の対象者で、現物給付でお願いするものですから、国保分及び後期高齢者分の請求は国保連合会へ、社保分の請求は支払基金へ併用レセプ

レセプトで提出してください（社保分の「柔整」及び「あはき」は、国保連合会へ保険の自己負担分の請求書を提出してください。）。ただし、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額は、助成の対象とならないため請求できません。

(裏)

○ 注意事項

- 1 この受給者証は、岐阜市福祉医療費助成に関する条例により医療費の一部の助成を受けることができる受給者証ですから、大切に保管してください。

〈食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額は、助成されません。〉

2～6 (略)

トで提出してください（社保分の「柔整」及び「あはき」は、国保連合会へ保険の自己負担分の請求書を提出してください。）。ただし、食事療養標準負担額は、助成の対象とならないため請求できません。

(裏)

○ 注意事項

- 1 この受給者証は、岐阜市福祉医療費助成に関する条例により医療費の一部の助成を受けることができる受給者証ですから、大切に保管してください。

〈食事療養標準負担額は、助成されません。〉

2～6 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の第3条第1項の規定により交付されている受給者証は、その有効期間に限り、改正後の第3条第1項の規定により交付された受給者証とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。